

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の九十三以上百分の百五十以下」を「百分の九十九以上百分の百六十以下」に、「百分の百十九以上百分の百九十以下」を「百分の百二十五以上百分の二百以下」に改め、同号ロ中「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」を「百分の人十八以上百分の九十九未満」に、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」を「百分の百十一以上百分の百二十五未満」に改め、同号ハ中「百分の七十二」を「百分の七十七未満」に、「百分の九十二」を「百分の九十七」に改め、同号ニ中「百分の七十二未満」を「百分の七十七未満」に、「百分の九十二未満」を「百分の九十七未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十五超」を「百分の三十七・五超」に、「百分の四十五超」を「百分の四十七・五超」に改め、同号ロ中「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改め、同号ハ中「百分の三十五未満」を「百分の三十七・五未満」に、「百分の四十五未満」を「百分の四十七・五未満」に改める。

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「前三項」を「第二項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 扶養手当を受けている職員が特定管理職員（給与条例第六条第二項に規定する特定管理職員をいう。）となつたときは、その適用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、当該職員の認定に係る扶養手当認定簿に基づいてその支給額を改定するものとする。当該職員が特定管理職員以外の職員となつたときにおいても、同様とする。

第十九条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十九条 削除

第十九条の二から第十九条の六までを削る。

第二十六条の二の二中「一種又は二種」を「一種から四種まで」に、「職務の級が行政職給料表の七級以上である職員並びにこれらに準ずると人事委員会が認めるもの」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級以上の職員
- 二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

- 三 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員
 - 四 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員
 - 五 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員
 - 六 医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員
- 第二十六条の二の三第一項中「三級」を「二級」に改める。
- 第二十六条の三を次のように改める。

第二十六条の三 紹与条例第十八条第五項に規定する「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、紹与条例第二十一条第一項に該当する職員以外の職員及び派遣条例に定める派遣職員を除く。）とする。

- 一 第二十六条の二の二各号に掲げる職員
- 二 任期付職員条例第六条第一項の給料表の適用を受ける職員（四号給以下の号給を受ける職員を除く。）
- 三 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員（三号給以下の号給を受ける職員を除く。）
- 2 紹与条例第十八条第五項に規定する「百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合とする。
 - 一 次に掲げる職員 百分の二十五
 - イ 第二十六条の二の二各号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が一種の職を占める職員
 - ロ 任期付職員条例第六条第一項の給料表の六号給以上の号給及び同条第三項の規定により決定された給料月額を受ける職員
 - ハ 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の六号給及び同条第四項の規定により決定された給料月額を受ける職員
 - 二 次に掲げる職員 百分の十五
 - イ 第二十六条の二の二各号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が二種の職を占める職員
 - ロ 前項第二号及び第三号に掲げる職員（前号ロ及びハに掲げる職員を除く。）
 - 三 第二十六条の二の二第一号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が三種又は四種の職を占める職員 百分の五
 - 四 前三号に掲げる職員以外の職員 零
- 第一十六条の九第一項中「条例第十八条の三第四項」を「紹与条例第十八条の三第四項」に、「同条第七項」を「給与条例第十八条の三第七項」に改める。
- 第二十七条第三項第一号ハ中「百分の九十七」を「百分の九十四」に改め、同号ニ中「百分の九十七未満」を「百分の九十四未満」に改める。

別表第一の二イ行政職給料表の表を次のように改める。

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	八千四百円
二 級	九千六百円
三 級	一万四百円
四 級	一万一千百円
五 級	一万二千五百円
六 級	一万三千六百円
七 級	一万四千二百円

別表第一の二へ医療職給料表(二)の表を次のように改める。

ヘ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
一 級	八千円
二 級	九千六百円
三 級	一万四百円
四 級	一万一千二百円
五 級	一万二千五百円
六 級	一万三千六百円
七 級	一万四千二百円

別表第二から別表第六までを次のように改める。

削除

別表第一から別表第六まで

別表第九の二の二中

行政職給料表三級以上の級	行政職給料表四級以上の級
公安職給料表五級以上の級	公安職給料表五級以上の級
行政職給料表二級以下の級	行政職給料表三級及び二級
公安職給料表四級及び三級	公安職給料表四級及び三級
公安職給料表二級以下の級	行政職給料表一級

を

に改める。

行政職給料表二級以下の級
「

別表第十三行政職給料表の部中

職務の級九級及び八級の職員
職務の級七級及び六級の職員
職務の級五級及び四級の職員
職務の級三級の職員のうち人
事委員会が定めるもの

を

「
職務の級七級及び六級の職員
職務の級五級及び四級の職員
職務の級三級の職員
職務の級二級の職員のうち人
事委員会が定めるもの」

に属する職員のうち人事委員会が別に定めるものにおいては、百分の一(一十)」を削り、同表

に改め、同表研究職給料表の部中「(職務の級五級
の職員のうち人事委員会が定
めるもの)

医療職給料表(二)の部及び医療職給料表(三)の部中

「 職務の級七級及び六級の職員 職務の級五級の職員 職務の級四級の職員及び三級 の職員のうち人事委員会が定 めるもの

を

「
職務の級五級及び四級の職員
職務の級三級の職員
職務の級二級の職員のうち人
事委員会が定めるもの」

に改め。

別記様式第一号中

「届出の理由(該当する□に印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること。)

- 1 新たに職員となった(□配偶者がない)
- 2 新たに扶養親族たる要件を具备するに至った者がある(□配偶者がない)
- 3 扶養親族たる要件を次に至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)
平成 年 月 日
- 4 配偶者のない職員となった(3に該当する場合を除く)
平成 年 月 日
- 5 配偶者を有するに至った(2に該当する場合を除く)
平成 年 月 日

「届出の理由(該当する□に印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること。)

- 1 新たに職員以外の職員
イ 特定管理職員以外の職員
- 2 新たに扶養親族たる要件を具备するに至った者がある(□配偶者がない)
- 3 扶養親族たる要件を次に至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)
平成 年 月 日
- 4 配偶者のない職員となった(3に該当する場合を除く)
平成 年 月 日
- 5 配偶者を有するに至った(2に該当する場合を除く)
平成 年 月 日

を
に

改め。

別記様式第一号を次のよう改め。

扶養手當認定簿

氏名	
職員の区分	<input type="checkbox"/> 特定管理職員以外の職員 <input checked="" type="checkbox"/> 特定管理職員 (年次、年月から)

2 配偶関係の状況(特定管轄職員以外の職員の場合、扶養親族届の届出の理由4文5に該当する場合に記入)

4 備考

1 「職員の区分」欄には、職員の区分によって該当する□に印をつける。
2 「(年生)月日加算欄」は、賃料の区分によって該当する□に印をつける。
3 「届出提出受理」年月日欄に、「届出登録」を記入し、その日が届出受理日と異なる場合においては、届出受理日を○書で付記する。
4 「届出提出受理」年月日欄に、「届出登録」を記入し、その日が届出受理日と異なる場合においては、届出受理日を○書で付記する。
5 子・孫・娘の扶養枠(新規申請時)22歳未満年未満に付記する場合は、「届出提出受理」年月日欄及び「届出事実の発生年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事実の発生年月日」欄の記入は要しない。
6 特定管理職員以外の職員は特記管理職員と○書記す特記管理職員への支給手帳による扶養義務がない場合は、「届出提出受理」年月日欄及び「届出事実の発生年月日」欄の記入は要しない。なお、H10の「年生」欄に○書記す特記管理職員への支給と記入する。
7 「備考欄」は、扶養枠の無効化認定の認定上、特に必要な事項における記入認定の状況について、該当する□に印を付ける。

別記様式第十八号中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行政職給料表の適用を受けるものでその職務の級が七級以上であるもの(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)第二十一条第二項に規定する警察職員等に限る。)、同規則第二十七条に掲げる職員及び特定管理職員(同規則第二十八条の二第三項に規定する特定管理職員をいう。)以外の職員(警察職員及び職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」といふ。)第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給される職員を除く。)」を「職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」といふ。)第六条第二項に規定する特定管理職員及び給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員以外の職員(警察職員を除く。)」に改め、同項第一号イ中「百分の九十三」を「百分の九十九」に改め、同号ロ中「百分の八十一・五」を「百分の八十八」に改め、同号ハ中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に改める。

附則第三項中「百分の七十五以上百分の八十一・五未満」を「百分の八十以上百分の八十八未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第一項各号列記以外の部分の改正規定に限る。)並びに附則第三項から第八項までの規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則並びに第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第二項各号及び附則第三項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第九号。以下「改正条例」という。)附則第五条の規定による給料を支給される職員に関する第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第十三条第一項、第十五条第二項、第二十三条の七第一項、第二十三条の十四の八第一項、第二十三条の十四の二十六第一項及び第二十三条の十四の三十一第二項の規定の適用については、改正後の規則第十三条第一項、第二十三条の七第一項、第二十三条の十四の八第一項、第二十三条の十四の二十六第一項及び第二十三条の十四の三十一第二項中「給料月額」

とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条の規定による給料の額との合計額」とし、改正後の規則第十五条第二項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。

（給料の調整額に関する経過措置）

4 職員の給与に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第九条の規定により給料の調整を行う職を占める職員で、その者に係る調整基本額が改正後の規則別表第一の二のイの表の三級の項に規定する額となるもの（次項において「給料の調整額調整対象職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第十五条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料の調整を行う職を占める職員で、切替日に給料の調整額調整対象職員（第三号に該当する職員を除く。）である職員 切替日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 切替日以後に新たに給料の調整額調整対象職員となつた職員（次号に該当する職員及び切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 切替日の前日に新たに給料の調整を行う職を占める職員になつたとした場合に改正条例第二条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの第二条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 切替日以後に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平

成二十八年広島県人事委員会規則第十号。以下この号において「改正初任給規則」という。）附則第十一条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。）切替日の前日に当該場合に該当することとなつた場合（同項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（切替日以後に新たに給料の調整額調整対象職員となつた者にあっては、切替日の前日に新たに給料の調整を行う職を占める職員となり、同日に同項各号に掲げる場合に該当することとなつたとした場合。以下この号において同じ。）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、切替日以後に改正初任給規則附則第十一条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

四 切替日以後に、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）第十五条各号に掲げる者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 当該職員が切替日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合の額
(扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から平成三十一年三月三十一日までの間における改正条例第二条の規定による改正後の給与条例第六条第二項に規定する特定管理職員に係る扶養手当については、改正後の規則第十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

7 改正前の規則別記様式第一号に定める扶養親族届及び別記様式第二号に定める扶養手当認定簿は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
(寒冷地手当に関する経過措置)

8 改正条例附則第八条の規定による寒冷地手当の支給については、改正前の規則第十九条から第十九条の六まで、別表第二及び別表第三の規定の例によるものとする。この場合において、改正前の規則第十九条の三の適用については、同条中「もの」とあるのは、「もの及び勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇を受けている職員」とする。